

# 商品概要説明書 【積立定期預金】

(この商品は、現在、新規のお取扱いはしていません。)

平成28年7月1日現在

1. 商品名	・積立定期預金
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま
3. 期間	・1年以上 5年以下 (3か月の据置期間を含みます。)
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・積立預入 (満期日の3か月前まで積立ができます。) ・1回あたり100円以上 1,000万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利  (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 (ただし、預入ごとに適用金利が変わるので、確定利回りではありません。) ・各積立預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金 (M型) の店頭表示の利率を適用します。 ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについては、預入時または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金 (M型) の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人のお客さまの利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) *平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税 (国税15%×2.1% → 0.315%)」が課税されます。 ・法人のお客さまは総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	・普通預金等からの自動振替による預入ができます。 ・個人のお客さまは、マル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) がご利用できます。(マル優の対象条件等は法令の定めによります。)
10. 期限前解約 時の取扱	・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに預入日 (利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日) から解約日の前日までの日数について以下の期限前解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した期限前解約利息とともに払戻します。 ①預入期間が6か月未満の場合……………解約日における普通預金の利率 ②預入期間が6か月以上1年未満の場合……………約定利率×50% ③預入期間が1年以上3年未満の場合……………約定利率×70%

11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの<a href="#">「金利のご案内 (円預金金利)」</a>をご覧ください。窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
12. 預金保険の 適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。</li> </ul>
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはコンプライアンス部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他参考と なるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>総合口座の担保とすることはできません</li> </ul>

## 川崎信用金庫